

民進党 代表選出の両院議員総会開催について

両院議員総会長 中川正春

- 党規約第12条第6項後段に基づく代表選出の両院議員総会を2017年10月31日(火)15時から党本部5階ホールにて開催する。

党規約 第12条

6. 任期途中で代表が欠けた場合で、常任幹事会が、政治情勢等を勘案して党员投票を実施するための相当な期間を確保することができないと判断し両院議員総会が承認するときは、代表選挙規則に基づき、臨時党大会において代表を選出する。常任幹事会が、政治情勢等を勘案して特に必要があると判断し、両院議員総会が承認するときは、代表選挙規則に基づく選挙によらず、両院議員総会において代表を選出することができる。
7. 前項に基づいて新たに選出された代表の任期は、就任した年の翌年の9月末日までとする。
8. 代表選挙の立候補者が1人である場合には、党大会又は両院議員総会における承認をもって、選挙に代える。

- 新たに選出される代表の任期は来年の9月末日までとなる。
- 立候補する議員は、31日(火)の12時から13時の間に、その旨を記した両院議員総会長宛の書面と、推薦人名簿（党所属国会議員20人以上25人以内）を合わせ党本部総務局に提出する。
- 両院議員総会において、候補者は各7分間の所信を述べることができる。
- 代表の選出方法は無記名の投票による。
- 投票券の引き換えに要するために議員各位は名刺を持参する。

以上